

# 青森県報

第二千二百十二号

平成十五年  
八月十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) ……一

### 公告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……一

右 同……………(同) ……二

河川整備計画の案の縦覧……………(河川砂防課) ……二

都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……二

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三

平成十四年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表……………(経理課) ……三

出先機関……………(経理課) ……三

### 出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(農林水産部) ……四

### 労働委員会

あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……五

### 正誤

平成十五年三月三十一日号外第二十六号規則中……………(人事課) ……六

## 告示

青森県告示第五百二十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定した。で、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ひまわり薬局弘大病院前	弘前市大字本町五六の九	平成二五年 七 三

## 公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育てサポートかたつむり

三 代表者の氏名

田中 訓

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字清野袋五丁目の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのあるなしかかわらず、すべての子ども達に対して、地域社会の中で心身ともに健全に育成されるよう障がい児デイサービスや子育て相談などのサービスを提供する事により、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年七月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パソネット街づくりの会

三 代表者の氏名

加藤 清衛

四 主たる事務所の所在地

西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町四五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、鰺ヶ沢町民及び周辺市町村民に対して、パソコンと通信ネットワークを利用した街づくりや、パソコンリサイクルで資源の効率化と物づくり技術の蓄積を図る事業を行うことにより、社会全体の利益の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

河川整備計画の案の縦覧

一級河川馬淵川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十

九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十五年八月十三日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十五年九月二日

3 意見書の提出先

青森県県土整備部河川砂防課

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画公園に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十一条の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画公園に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

八戸都市計画公園に関する都市計画(五・五・四号南部山公園)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

八戸市大字河原木字蝦夷館の一部

2 追加される土地の区域

八戸市大字河原木字大谷地の一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、八戸市都市開発部公園緑地課

四 縦覧期間

平成十五年八月十五日から同月二十八日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

～～～  
開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
南津軽郡田舎館村大字十二川原字鱸沼一九四の一	南津軽郡尾上町大字金屋字中松元七七の三 工藤秀幸
南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山二〇の八から二〇の一〇まで、二一の一及び二二の四から二二の七まで	南津軽郡平賀町大字唐竹字川原田四の三 中田清美
中津軽郡岩木町大字一町田字早稲田七八九	中津軽郡岩木町大字一町田字早稲田七〇の一 東北物産株式会社

南津軽郡藤崎町大字藤崎字若前一二の二五、一二の五及び一七から一四の七まで、字西若松四の一から四の一七まで、字若前一二の五先外(国有財産)

弘前市大字代官町六五の二  
殖産住宅株式会社

南津軽郡大鰐町大字宿川原字山下五一の五、字山下五一の五先(国有財産)

南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田八〇の二  
成田貢

むつ市南町一〇一の六三、一〇一の八四及び一〇一の八五から一〇一の一一三まで

むつ市金谷一丁目一四の二三  
株式会社トーリン

三沢市堀口三丁目五の一及び五の二から五の一七まで

三沢市幸町一丁目二の一四  
株式会社サンロク

平成十四年度財団法人道府県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人道府県会館から平成十四年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成十五年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 火災・自動車共済事業
  - 分担金その他収入 四、四五六、七二八、五四〇 円
  - 災害共済金、経費その他支出 二、五〇二、四四三、五〇七 円
  - 正味財産 一一、〇一三、五六八、七七三 円
- 二 機械損害共済事業
  - 分担金その他収入 一、一五九、七六四、九九七 円
  - 災害共済金、経費その他支出 四六九、九四〇、二八一 円
  - 正味財産 六、一一六、九〇四、七一一 円

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年八月十三日

上北地方農林水産事務所長 山口 眞 誉

土地改良事業の名称	七戸町	事業を行う者	年月日
十四年災農地災害復旧事業 三九一	七戸町	平成一五・五・三	
十四年災農地災害復旧事業 三九二			
十四年災農地災害復旧事業 三九三			
十四年災農地災害復旧事業 三九一〇二			
十四年災農地災害復旧事業 三九一〇三			
十四年災農地災害復旧事業 三九一〇四			
十四年災農地災害復旧事業 三九一〇五			
十四年災農地災害復旧事業 三九一〇六			
十四年災農地災害復旧事業 三九一〇七			
十四年災農地災害復旧事業 四五二	東北町	一五・五・一〇	
十四年災農地災害復旧事業 四五三			

十四年災農地災害復旧事業 四五四			
十四年災農地災害復旧事業 四五五			
十四年災農地災害復旧事業 四五八			
十四年災農地災害復旧事業 四五九			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇一			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇二			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇三			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇四			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇五			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇六			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇七			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇八			
十四年災農地災害復旧事業 四五〇九			
十四年災農地災害復旧事業 四五一			
十四年災農地災害復旧事業 四五一二			
十四年災農地災害復旧事業 四五一三			
十四年災農地災害復旧事業 四五一四			
十四年災農地災害復旧事業 四五一五			

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十五年八月十三日

青森県地方労働委員会会長 高 橋 牧 夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業
"	四五 一二五	"	一五 四・三
"	四五 一二四	"	一五 五・一〇
"	四五 一二三	"	一五 五・八
"	四五 一二二	"	一五 四・二四
"	四五 一一一	"	一五 五・一〇
"	四五 一一〇	"	一五 四・二四
"	四五 一一九	"	一五 四・一九
"	四五 一一八	"	一五 五・二四
"	四五 一二七	"	"
"	四五 一二六	"	一五 五・一〇

牛田日出男	昭和 三・七・八	青森市中央一丁目一八の三	青森県地方労働委員会事務局総括副参事
野呂昌男	昭和 二〇・三・七	青森市松森一丁目二の五	青森県地方労働委員会事務局次長
天童光宏	昭和 三・九・二九	青森市東造道一丁目一の三	青森県地方労働委員会事務局次長
北村真夕美	昭和 三・一〇・二	青森市長島三丁目二の四	青森県地方労働委員会委員 (株)青森経営研究所代表取締役社長
扇田 實	昭和 九・八・六	青森市幸畑一丁目五の二	青森県地方労働委員会委員 (株)青森経営者協会専務理事
笹森悦郎	昭和 二・九・九	青森市沖館五丁目六の二	青森県地方労働委員会委員 株式会社アシスタミの代表取締役
村田剛一	昭和 一〇・八・七	八戸市旭ヶ丘二丁目二の二六	青森県地方労働委員会委員 (株)八興取締役会長
竹田良三	昭和 八・二・三	弘前市大字下白銀町一五の四	青森県地方労働委員会委員 (株)青森経営者協会弘前支部専務理事
上野パティ	昭和 三・三・六	八戸市下長五丁目三の二七の二の四	青森県地方労働委員会委員 UIゼンセン同明オールサンデー ユニオン中央執行副書記長
一戸富美雄	昭和 三・七・一〇	青森市桜川九丁目八の二五	青森県地方労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
外崎祐一	昭和 三・九・一六	弘前市大字取上二丁目一三の一三	青森県地方労働委員会委員 青森県支部執行委員長
栗本章吉	昭和 二・二・一八	八戸市旭ヶ丘五丁目一の一三五	青森県地方労働委員会委員 青森県支部委員長
佐々木範夫	昭和 二〇・三・五	青森市富田五丁目三の一八	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会副会長
今 喜典	昭和 二四・一・三	青森市緑二丁目一七の四	青森県地方労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
赤城国臣	昭和 二〇・八・二四	弘前市大字学園町一公宿三二の四の二	青森県地方労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
成田宏子	昭和 二・三・三	青森市浪打二丁目三の四	青森県地方労働委員会委員 (学)青森山田学園青森山田中学校事務長
石田恒久	昭和 二四・四・二	青森市長島二丁目二の三	青森県地方労働委員会委員 弁護士
高橋牧夫	昭和 八・一〇・三	八戸市根城六丁目一七の一九	青森県地方労働委員会委員 弁護士

正 誤

平成 十五年 八月 十三 日 号外 第一 六号	発行 年月 日 番 号
規 則	区 分
第 一 四 号	番 号
五	ペ ー ジ
上	段
ら 後 ろ か 四	行
内 他 課	誤
部 内 他 課	正

人 事 課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五 号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一 銭